目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 設立 (第六条—第十一条)

第三章 管理

第一節 取締役等 (第十二条·第十三条)

第二節 農林漁業成長産業化委員会(第十四条—第十九条)

第三節 定款の変更 (第二十条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲 (第二十一条)

第二節 支援基準 (第二十二条)

第三節 業務の実施 (第二十三条—第二十五条)

第五章 国の援助等(第二十六条)

第六章 財務及び会計 (第二十七条―第三十二条)

第七章 監督 (第三十三条—第三十五条)

第八章 解散等 (第三十六条 ·第三十七条

第九章 雜則 (第三十八条)

第十章 罰則 (第三十九条—第四十五条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第 条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、 我 が 玉 の経済社会の活 万 0 向上及び持 続的 発展 並 びに

Ш 漁 村 \mathcal{O} 活 性 化 を図 る た 8 に は 玉 内 外 \mathcal{O} 多様 な 需 三要に応じ Ü た我 が 玉 農 林 漁 業 の安定的 な 成 長 発 展 を図 る

ことが 産 物 又は農林 重要であることに 漁 業の 生産活 鑑 動 み、 0 特色を生か 我が 玉 農林 L 漁 つつい 業 が 成 新 長産業となるようにするため、 商 品 0 開 発、 生産若しくは需 要の 農林 開 漁 拓 業 者 が、 新 た 農 な 販 林 売 水

の方式 の導入若しく は 販売 の方式 0) 改善又は新 役 務 \mathcal{O} 開 発、 提供 若 しく は に需要の 開 拓 を行 V. 玉 内 外に お

ける新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社

とする。

(数)

第二条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。) は、 一を限り、 設立されるものと

する。

(株式)

第三条 政府 は、 常時、 機構が 発行してい 、る株式 (株主総会において決議することができる事項の全部につ

1 て議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。 以下この項において同じ。)

の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

2 機 構は、 会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第百九十九条第 項に規定する募集株式 (第四 十四条第

号に おいて 「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予 約 権 (同

号にお いて 「募集新株予約権」という。) を引き受ける者の募集をし、 又は株式交換に際して株式若しく

は新株予約権を発行しようとするときは、 農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、 新株予約権の行使により株式を発行したときは、 遅滞なく、 その旨を農林水産大臣に届け出な

ければならない。

(政府の出資)

第四条 政府 は 必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 機構に出資することが

できる。

(商号)

第五 条 機構 は、 その 商号中に株式会社農林漁業成長産業化支援機構という文字を用 7) なければならない。

2 機構でない者は、 その名称中に農林漁業成長産業化支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(定款の記載又は記録事項)

第六条 機 構 \mathcal{O} 定 款には、 会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項を記載し、 又は記 録

しなければならない。

機 構 の設立に際 して発行する株式 (以 下 「設立時発行株式」 という。 の 数 (機構を種類株式発行会

社として設立しようとする場合にあっては、 その種類及び種類ごとの数)

設立時発行 株式 の払込金額 (設立時発行株式一株と引換えに払 ** \ 込む金銭又は給付する金銭以外の財

産 \mathcal{O} 額 をい う。

三 政 府 が割当てを受ける設立時発行株式 の数 (機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合に

あ っては、 その種類及び種類ごとの数)

会社法第百七条第 一項第 号に掲げ げる事項

兀

五. 取 締 役会及び 監 査役を置 |く||

六 第二十一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機 構 の定款には、 次に掲げる事項を記載 ĺ 又は記録してはならない。

会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨

会社法第百三十九条第一 項ただし書の 別段の 定め

(設 立 一の認 可 等)

第七条 機構 \mathcal{O} 発起人は、 定款を作成し、 かつ、 発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、

速や かに、 定款及び事業計 画書を農林水産大臣に提出して、 設立の認可を申請しなければならない。

第八条 農林 水 産 大臣 は、 前条 \mathcal{O} 規定に、 による認一 可の申 請 が あ 0 た場合におい 、ては、 その 申 請 が 次に 掲げる基

準 -に適 合す Ź カン とうかん を審: 査 L な け れ ば なら な V

設立 の手 続及び定款 \mathcal{O} 内 .容が. 法 令 \mathcal{O} 規定に適合するも のであること。

よる署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

定款

次に虚!

偽

0

記

載若

しくは記

録

又は

虚偽

の署名若しくは

記

記名押印

(会社法第二十六条第二項の規定に

三 業務 \mathcal{O} 運 営 が 健 全 に 行 わ れ、 第二十一 条第 項第-七号に 規定する対 象事 業活 動 \mathcal{O} 推進 に寄与すること

が確実であると認められること。

2 農 林 水産大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定により 審査 した結果、 その申請が :同項各号に掲げる基準に適合していると

認めるときは、設立の認可をしなければならない。

設 立 時 取 締 役 及び 設 <u>\frac{1}{2}</u> 時 監 査 役 0) 選 任 及 てバ 解 任

第九条 会社法第三十八条第 項に規定する設立時 取 締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役 \mathcal{O}

選任 及び 解 任 は、 農林水産 大臣 一の認 可を受けなけ れば、 その 効力を生じない。

(会社法の規定の読替え)

第十条 会社法第三十条第二項、 第三十四条第一項、 第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項 \mathcal{O}

規 定 \mathcal{O} 適 用 に つい て は、 同 法 第三十条第二 |項中 前 項 \mathcal{O} 公 証 人の 認 証 を受け た定款 は、 株式 会社 \mathcal{O} 成 立 前

とあ る 0 は 「株式会社農林 漁業成長産業化支援 機 構 法 平 ·成二十 四年 法 律第 号) 第八条第

二項

 \mathcal{O}

認 可 *(*) 後株 式会社農林漁業成長産業化支援機構 の成立前 は、 定款」 ٢, 同法第三十四条第 項 中 設立 時

発行 株 式 \mathcal{O} 引受け」 とあ る \mathcal{O} は 株 式 会社農林漁 業成長産業化支援機構 法 第八条第二項 \mathcal{O} 認 可 <u>の</u> と 同

号中 定定 款 \mathcal{O} 認 証 \mathcal{O} 年 月 日 及 CK そ \mathcal{O} 認 証 を L た 公 証 人の 氏 名 とあ る \mathcal{O} は 株式へ 会社 農 林 漁 業 成 長 産 業 化

支援 機 構 法第 八条第二 項 \mathcal{O} 認 配可の年 月日」と、 同法第九百六十三条第一項中 「第三十四条第 項」 とあ る

 \mathcal{O} は 「第三十四 条第 項 (株式 会社農林漁業成長産業化支援機構法第十条の 規定により読み替えて適用 す

る場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十一 条 会社法第三十条第一 項及び第三十三条の規定は、 機構の設立については、 適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第十二条 機 構 \mathcal{O} 取 締 役及び監査役 の選任及び解任の決議は、 農林水産大臣の認可を受けなければ、 その効

力を生じない。

(文帝安等) 区对民等

(取締役等の秘密保持義務)

第十三条 機構 の取締役、 会計参与、 監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 その職務上知るこ

とができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 農林漁業成長産業化委員会

(設置)

第十四 条 機構 に、 農林漁業成長産業化委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(権限)

第十五条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

第二十三条第一 項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

- 第二十五条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
- 三 前二号に掲げるも 0) 0) ほ か、 会社法第三百六十二条第四 項 第一 号及び第二号に掲げる事項のうち取締

役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、 前 項第一 号及び第二号に掲げる決定について、 取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十六条 委員会は、 取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

- 2 委 員 \mathcal{O} 中 に は、 代 表 取 締役及び社 外 取 締 役が、 それぞれ 人以上含まれなければならない。
- 3 委員は、取締役会の決議により定める。
- 4 委員 の選定及び 解 職 0 決 議 は、 農林水産大臣 の認 一可を受けなければ、 その効力を生じない。
- 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
- 6 委員 (会に委員 長を置き、 委員 \mathcal{O} 互 選によってこれを定める。
- 7 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 8 委員会は、 あらかじめ、 委員のうち から、 委員 長に事故がある場合に委員長の職 務を代理する者を定め

ておかなければならない。

(運営)

第十七条 委員会は、 委員長 (委員長に 事故があるときは、 前条第八項に規定する委員長の職務を代理する

者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、 委員長が出席し、 かつ、 現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、

会議を

開き、議決をすることができない。

3 委員 会の 議 事 は、 出 席 L た委員 の過半数をもって決する。 可否同 一数のときは、 委員長が決する。

4 前 項 の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、 議決に加わることができない。

5 前 項 \mathcal{O} 規定により議決に加わることができない委員の数は、 第二項に規定する現に在任する委員の数に

算入しない。

6 監 査役は、 委員会に出席し、 必要があると認めるときは、 意見を述べ なければならない。

7 委員会の委員であって委員会によって選定された者は、 第三項の規定による決議後、 遅滞、 なく、 当該決

議の内容を取締役会に報告しなければならない。

委員会の議事については、 農林水産省令で定めるところにより、 議事録を作成し、 議事録が書 面をも 0

8

て作成されてい るときは、 出席、 した委員及び監査役は、 これに署名し、 又は記れ 記名押印· しなけ れ ば ならな

9 前 項 \mathcal{O} 議 事 録 が 電 磁 的 記 録 (電 子 的 方式、 磁 気的 方式 スその 他 人の 知 覚に よって は 認 識することが できな

1 方式 ユで作ら. れ る記 録 であっ て、 電子 計算 機 による情 報 処 理 0) 用 に供されるものをいう。 以下この 項及 てバ

次条第二項第二号において同じ。 をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記 録され た事

項に ついては 農林 水産省令で定める署名又は 記 名押印 に代わ る措置をとらなけ れば なら な

10 前 各 項 及び 次 条に定 め るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 議事 \mathcal{O} 手 ,続その 他 <u>|</u>委員 会の 運 営に関 し必 要 な事 項 は、 委員 会が定

める。

(議事録)

第十八 条 機 構 は、 委員会の 日 か ら 十 -年間、 前条第 八 項 \mathcal{O} 議 事 録をその本店に 備 え置 カ なけ れば、 ならない。

2 株 主 は、 そ \mathcal{O} 権利を行使するため必 要があるときは、 裁 判 所の 許 可 'を得 て、 次に 掲げ る請求をすること

ができる。

前 項の 議 事 録が 書 面をもっ て作成されているときは、 当 該 書面 の閲覧又は謄 写 0 請求

前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を農林

水 産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写 の請求

3 債 権 者 は、 委員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 責任を追及するため 必要が、 あるときは 裁判证 所の許可を得て、 第一 項の議 事 録 につい

て前項各号に掲げる請求をすることができる。

4

裁判所は、

前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、

機構に著しい損害を及ぼすおそれがあ

ると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5

会社

法

第八

(百六十二

-八条第

項、

第八百六十九条、

第八百·

七十条第二項

(第一号に係る部分に限る。

第八百七十条の二、 第八百七十一条本文、第八百七十二条 (第五号に係る部分に限る。)、 第八百七十二

条 第八百七十三条本文、 第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、 第二項及び第三項の許可に

ついて準用する。

6 取 締 役 は、 第 項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

第十九条 機構 は、 委員を選定したときは、 二週間以内に、 その本店の所在地にお いて、 委員の氏名を登記

しなけ ればならない。 委員の氏名に変更を生じたときも、 同様とする。

2 前 項 \mathcal{O} 規定による委員の 選定の 登記 の申 請書には、 委員 \mathcal{O} 選定及びその選定された委員が就任を承諾

たことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員 の退任に よる変更の 登 記 の申 請 書には、 これ を証する書面を添 付 ľ なけ 'n ば ならな

4 機 構 は、 委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、 社外取締役である旨を登記

なければならない。

第三節 定款の変更

第二十条 機構 \mathcal{O} 定款 の変更 \mathcal{O} 決議は、 農林水産大臣の認可を受けなければ、 その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十一 条 機 構 は、 そ \mathcal{O} 目 的 を達り 成するため、 次に 掲げる業務を営むものとする。

対象事業者 (第二十三条第一項の規定により支援の対象となった事業者 (民法 (明治) 二十九年法律第

八十九号) 第六百六十七条第一 項に規定する組合契約によって成立する組合、 商法 (明治三十二年法律

第四 十八号) 第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、 投資 (事業有限責任 組

合契 約 に関す んる法律 平 成十年法 律第九十号) 第二条第二 項に規定する投資事 業有限 責任 組 合若 しくは

有 限 責 任 事 業 組 合契 約 に 関 す る法 律 平 成 十七 年 法 律第 匹 十号) 第二条に 規定、 す んる有 限 責 任 事 業 組 合 又

は 外 玉 \mathcal{O} 法 令 に基づ 1 て設立され た 団 体で、 あってこれら \mathcal{O} 組合に質 類似するものを含む。 以 下 同 を

いう。以下同じ。)に対する出資

対 7象事業 者 に対す うる基 金 $\widehat{}$ 般 社 寸 法 人及 び 般財 寸 法 人に関する法律 (平成十八 年法律第四 一十八号

)第百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

兀 対 象事 業者 が 発行 する有 価 証 券 (金融 商 品品 取 引法 昭 和二十三年法律第二十五号) 第二条第 項に 規

定す る有 価 証 券 及 び 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 有 価 証 券とみなされる権 利 を いう。 以下この号及び 第 九 号

に お 1 て同 ľ 及 び 対 象 事 業者 が 保有 す る有 価 証 券 \mathcal{O} 取 得

五. 対 象 事 業者 に対する金銭債権及び対象事業者 が 保 有する金銭 賃権 \mathcal{O} 取 得

六 対 象事業者 \mathcal{O} 発行する社債 社 債、 株式 等 \bigcirc 振 替 に関す る法律 伞 成十三年法律第七十五号) 第六十

六条第一号に規定する短期社債を除く。) 及び資金の借入れに係る債務 0 保証

七 対象事 業 活 動 (農 林漁 業者が、 農林 水 産 物 又は 農林漁 業 \mathcal{O} 生産 活 動 \mathcal{O} 特 色を生 か しつつ、 新 商 品品 の開

発、 生産 若 L Š は 需 要 \mathcal{O} 開 拓 新 た な 販 売 \mathcal{O} 方式 \mathcal{O} 導 入若 Š は 販 売 \mathcal{O} 方 式 \mathcal{O} 改 善又 は 新 役 務 \mathcal{O} 開 発

提 供若 < は 需要 \mathcal{O} 開 拓 を行うことにより、 玉 内 外に お け る新たり な事 業分野を開 拓 す る事 業 活 動 及び

該 事 *業活 動 に . 対 し 資 金供給その他の支援を行う事業活動をい う。 以下同じ。 を行い、 又は行 おうとす

る事業者に対する専門家の派遣

八 対 象 事 業 活 動 を行 \ \ 又 は 行 おうとす る事 業者 に 対する 助

九 保有する株式、 新株予 約権、 持 分又は有価 証券 (第二十五条第一項及び第二項において 「株式等」と

いう。)の譲渡その他の処分

十 債権の管理及び譲渡その他の処分

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十 二 対象事 業 活動 を推進 するために必要な調 査 一及び情報 報 の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十四四 前各号に掲げるもののほ か、 機構の目的を達成するために必要な業務

2 機 構 は、 前 項第十四号に掲げる業務を営もうとするときは、 あらかじめ、 農林水産大臣の認可を受けな

ければならない。

第二節 支援基準

農林水産大臣 は、 機構が対象事業活動の支援 (前条第一項第一号から第六号までに掲げる業務

によりされるも <u>0</u> に限る。 以 下 「対象事 業活動支援」という。 の対象となる事業者及び当該 対 象 事 業 活

動 支援 \mathcal{O} 内 容 を決定するに当たって従うべき基準 (以下この条及び 次 条第 項に お į١ 7 「支援基 準

う。)を定めるものとする。

2 支援基準 は、 農山 I漁村に お ける雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するよう配慮されたもので

なければならない。

3 農 林 水 産大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 規定により支援基準を定めようとするときは、 あらかじめ、 対象 事 業活 動 支

援 \mathcal{O} 対象となる活動に係る事 業を所管する大臣 (次条第三項及び第四項において 「事業所管大臣」 という

)の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、 第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務 の実施

(支援決定)

第二十三条 機構 は、 対象事業活動支援を行おうとするときは、 支援基準に従って、 その対象となる事業者

及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2

機

構

は、

対象

事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、

あらかじめ、

農林水産大臣にそ

の旨を 通 知 相当の 期間を定めて、 意見を述べる機会を与えなければなら な

3 農 、林水産大臣は、 前項の規定による通知を受けたときは、 遅滞なく、 その内容を事業所管大臣に通知す

るものとする。

4 事 業所管大臣 は、 前項の規定による通知を受けた場合におい て、 当該事業者の属 する事業 分野 で実態を を

考慮して必要が あると認めるときは、 第二項の期間内に、 機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤 回

第二十四条 機構は、 次に掲げる場合には、 速やかに、 前条第一 項の規定による決定 (次項において 「支援

決定」という。)を撤回しなければならない。

- 一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。
- 対象 事 業者 が 破 産 手 続 開 始 \mathcal{O} 決定、 再生手 続 開 始 \mathcal{O} 決定、 更生手続開 始 \mathcal{O} 決定、 特別清 算開 始 \mathcal{O}

又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機 構 は、 前項 \mathcal{O} 規定により支援決定を撤回したときは、 直ちに、 対象事業者に対し、 その旨を通知しな

ければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十五条 機構は、 その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうと

するときは、 あらかじめ、 農林水産大臣にその旨を通知 相当の期間を定めて、 意見を述べる機会を与

えなければならない。

2 機 構 は 経 済 情 勢、 対象・ 事 · 業 者 の事 業の状況そ 0 他の事 情を考慮しつつ、 平成四十五年三月三十一日ま

でに、 保有する全ての株式等及び債権 の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

機 構 が `債務 の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期 限 は、 平成四· 十五年三月三十一日

3

まででなければならない。

第五 章 玉 \mathcal{O} 援 助 等

第二十六条 農林 水 産 大臣 . 及び 国 \mathcal{O} 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 は、 機構 及び対象事業者に対 これらの者 0 行 Š 事 \mathcal{O}

円 滑 カゝ 0 確実な 実施 に . 関 必 要なる 助 言 その 他 \mathcal{O} 援 助を行うよう努め なけ れ ばならな

滑 か 0 確実な 実 施が促進されるよう、 相互に連 携 を図りながら協力しなけ ればならない。 2

前

項に定め

るもののほ

か、

農林水産大臣及び国

の行政機関

の長は、

機構

及び対象事業者の行う事業

の円

第六 章 財 務 及 び会計

(予算の認 可

第二十七 条 機 構 は、 毎事業年度の開始前に、 その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、 その認可を

受け なけ れば ならな これを変更しようとするときも、 同 様とする。

2 前 項 \mathcal{O} 予算 に は、 そ \mathcal{O} 事 業年度 \mathcal{O} 事 業計 画及び資 金計 画 に 関する書類を添付しなけ ればならな

(剰余金 の配当等の 決 議

第二十八条 機 構 \mathcal{O} 剰 余金の 配当その他 <u>, 一</u> 剰余金の処分の決議は、 農林水産大臣 の 認 可を受けなけ れば、 そ

の効力を生じない。

(財務諸表)

第二十 九条 機 構 は、 每事業年度終了後三月以內 に、 その事業年度の貸借対照表、 損益計算書及び事 業報告

書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(政府の貸付け)

第三十条 政府 は、 機構 に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第三十一条 機構は、 政府以外の者から資金の借入れをし、 又は社債の発行をしようとするときは、 農林水

産大臣の認可を受けなければならない。

2 機 構 \mathcal{O} 借 入 金 \mathcal{O} 現在 額及び社債 \mathcal{O} 元本に係る債 務の 現 在 額 の合計額は、 機構 の資本金及び準備 金 0) 額 \mathcal{O}

合計 類に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなってはならな

(政府保証)

第三十二条 政府は、 法人に対する政府の財政援助 $\widehat{\mathcal{O}}$ 制限に関する法律 (昭和二十一年法律第二十四号) 第

三条の規定にかかわらず、 国会の議決を経た金額の範囲内において、 機構の前条第一項の借入れ又は社債

に 係る債務につい て、 保証 契約をすることができる。

第七 章 監 督

(監督)

機構は、 農林水産大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

督 上必 要な命令をすることができる。

2

農

林

水産大臣

は、

0)

法律を施

行

するため必要が

あると認めるときは、

機構

に対

į

その業務に関

し監

財 務大臣との 協議

第三十四 _ 条 農林 水産大臣 は、 第八条第二項、 第二十条、 第二十一条第二項、 第二十七条第一項、

条、 第三十一 条 第 項 又は第三十七 条の 認可をしようとするときは、 財務 大臣 に協 議 L なけ れ ば ならな

務 0 実績 に . 関す る 評 価

第三十五条 農林水産大臣 は、 機構の事業年度ごとの業務の実績について、 評価を行わ なければならない。

2 農林水産大臣 は、 前 項 の評 〒価を行 つ たときは、 遅滞なく、 機構に対 し、 当該評 価 の結果を通 知するとと

もに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十六条 機 構 は、 第二十一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十七条 機構の合併、 分割、 事業 の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、 農林水産大臣の認可を受けなけ

れば、その効力を生じない。

第九章 雑則

報告の徴収等)

第三十八条 農林水産大臣 は、 この法律を施行するため必要があると認めるときは、 機構 か らそ の業務 に関

報告をさせ、 又はそ の職 員 に、 機 構 この営業で 所、 事 務所その 他の事業場に立ち入り、 帳 簿、 書 類 その 他 \mathcal{O}

物件を検査させることができる。

2

前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人にこれを提示しなけ

ればならない。

3 第 項 の規 定による立入検査の権 限は、 犯罪搜 査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第三十 九条 機 構 \mathcal{O} 取 締役、 会計参与 (会計参与が法人であるときは、 その 職務を行うべき社員) 監査 役

又は 職 員が、 その 職務に関して、 賄賂を収受し、 又はその要求若しくは約束をしたときは、 三年 以下 \mathcal{O} 懲

役に 処する。 これによ って不正の行為をし、 又は 相当の行為をし なか 0 たときは、 五年以下 の懲役に処す

る。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合において、 犯人が収受した賄賂は、 没収する。 その全部又は一 部を没収することができない

ときは、その価額を追徴する。

第四 + · 条 前 条 第 項 \mathcal{O} 賄 賂 を供与 又はその申込み若しくは約束をした者は、 三年 以下の懲役又は 百 万

円以下の罰金に処する。

2 前 項 \mathcal{O} 罪 を犯した者が自首したときは、 その刑を減軽し、 又は免除することができる。

第四 十一 条 第三十九条第一 項 \hat{O} 罪 は、 日本 国外に お γ) て同項 \mathcal{O} 罪を犯した者にも適用する。

2 前 条第一 項の罪は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二条の例に従う。

第四 [十二条 機 構 \mathcal{O} 取 締 役、 会計参与 (会計参与が 法人であるときは、 そ \mathcal{O} 職 (務を行うべき社員) 監査役

若 しくは 職員 又はこれ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 職 に あ 0 た者が、 第十三条 \mathcal{O} 規 定に違反 してそ 0 職 務 上 知ることのできた秘 密

を漏らし、 又は 盗用したときは 年 以下 の懲役又は 五十万円以下 の 罰 金に処する。

第四 第三十八条第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽 の報告をし、 又は 同 項の規定による

検 査 を拒 み、 妨げ、 若しくは忌避 L た場合には、 その 違 反行為をした機 構 \mathcal{O} 取 締 役、 会計 参与 (会計参与

が 法 人であるときは、 その 職 一路を行って うべき社 i 員 監 査 ぞ 又 は 職 員 は 五. + · 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処する。

第四 は + ·四 条 職 務を行うべき社員又は監 次の 各号のいずれ かに該当する場合には、 査 一役は、 百万円 以下 その違し 料に処する。 反行為をし た機構 \mathcal{O} 取締 役、 会計参与若しく

 \mathcal{O}

過

その

第三条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 して、 募集 株式若 しく は募集新 株 予 約 権 を引き受ける者の募集をし、 又は

株式 7交換 に 際 して 株 式若しく は 新 株 予約 権を発行 したとき。

第三条第三項 \hat{O} 規定に違反して、 株式を発行した旨 1の届· 出 を行わなか ったとき。

三 第十 -九条第 項又は第四 項の規定に違反して、 登記することを怠ったとき。

匹 第二十一条第二項の規定に違反して、 業務を行ったとき。

五. 第二十三条第二項 又は第二十五条第一 項の規定に違反して、 農林水産大臣に通知をしなか ったとき。

六 第二十七条第 項 \mathcal{O} 規定に違 反 して、 予 算 \mathcal{O} 認 可 を受け な か 0 たとき。

七 第二十九条 \mathcal{O} 規定 に違反して、 貸借対照 表 損 益 計算 書 若し Š は 事業報告書を提出せず、 又は虚偽 \mathcal{O}

記 載若 しくは 記録をしたこれらの も の を提出したとき。

九 第三十三条第二 項 \mathcal{O} 規定による命令に 違 反 たとき。

八

第三十一条第一

項の規定に違反

して、

資金を借り入れ、

又は

社債を発行したとき。

第四十五条 第五 一条第二三 項 0 規定に違反して、 その名称中に農林漁業成長産業化支援機構という文字を用い

た者は、 十万円 以下の 過料に処する。

附 則

施 行 期日)

第 一条 この 法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内にお いて政令で定める日から施行する。

ただし、 附則第七 之 条 の規定 は、 郵政 改革法及び 日本 郵政 株 式 会社法 \mathcal{O} 施 行に 伴う関係法 律 \mathcal{O} 整 備 等に関す

る法律(平成二十四年法律第

号) の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行 す

る。

(経過措置)

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際現にその名称中に農林漁業成長産業化支援機構という文字を使用している者に

いては、 第五 条第二項 の規定は、 この 法 は律の施 行後六月間 は、 適用 しな

始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

第三条

機構

 \mathcal{O}

成

<u>\f</u>

0)

日

 \mathcal{O}

属

する事業年

度の

機

構

 \mathcal{O}

予算に

つい

ては、

第二十七条第

項 中

「毎事業年度の

開

第四 条 非 訟事 件 手続法及び家事事件手 続法 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十三年法

律第五十三号) の施 行 0 日 前 にお いて は、 第十八条第五項中 「第八百七十条第二項 (第 号に係 る部分に

限 る。 第八 百七十条の二」 とあ る \mathcal{O} は 第 八 百 七 十条 (第 号に 係 る部分に限 る。 と、 「第 五. 号

に係る部分に限る。)、 第八百七十二条の二」 とあるのは 「第四号に係る部分に限る。)」 とする。

(検討)

第五条 政 府 は、 この 法律の施行後五年以内に、 この 法律の施 行 の状況に **つ** 1 て検討を加え、 その結果に基

づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租 税 特 別 措置 法 (昭 和三十二年法律第二十六号) *(*) 部を次のように改正する。

第八十四条の六に次の一項を加える。

5 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の登記に係る登録免許税については、 登録免許税法別表第

第

一十四号()力中 「若しく は 特別 取 締役」 とあるの は、 特別 取締役若しくは 株式会社農林 :漁業成1 長 産

業化支援機構法(平成二十四年法律第 号)第-

号) 第十九条第一項(登記)

の委員」

一政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の 部改正

郵

第七 条 郵政改革 -法及び)日本郵: 政株式会社法 の施行に伴う関係法律 上の整: 備等に関する法律 \mathcal{O} 部を次のよう

に改正する。

第十三条のうち 租 税 特別措置法第八十四 条 の六第二項 を削 り、 同条第三項を同 条第二項とし、 同条第四

項を同条第三項とする改正規定中「とする」を「とし、同条第五項を同条第四項とする」に改める。